

昭和47年3月23日

条例第4号

改正 昭和49年3月27日条例第14号

昭和49年8月30日条例第27号

昭和50年3月27日条例第14号

昭和51年3月24日条例第5号

昭和53年4月1日条例第12号

昭和55年10月15日条例第22号

昭和55年12月20日条例第28号

昭和57年7月5日条例第22号

昭和60年3月28日条例第9号

昭和60年12月25日条例第23号

平成元年3月24日条例第10号

平成元年12月26日条例第31号

平成5年3月30日条例第8号

平成10年3月23日条例第7号

平成12年3月29日条例第17号

平成12年12月22日条例第41号

平成17年3月28日条例第18号

平成18年9月29日条例第35号

平成22年10月21日条例第17号

平成25年3月29日条例第6号

注 平成25年3月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び浄化槽法（昭和58年法律第43号）に定めるもののほか、市の廃棄物の処理及び清掃に関し必要な事項を定める。

(事業者の責務)

第2条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理するとともに、再生利用を図るなど減量化に努めなければならない。

2 事業者は、廃棄物処理施設を損壊するおそれのある製品、容器等については自ら回収し、容器の再利用等、

廃棄物を少なくする措置を講じなければならない。

3 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物について自ら処理し難い場合において共同による処理に努めなければならない。

4 事業者は、前3項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保に関し、市の施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第2条の2 市民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等による廃棄物の再生利用を図ること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し市の施策に協力しなければならない。

(一般廃棄物処理の計画)

第3条 市長は、法第6条第1項の規定による一般廃棄物処理計画を定めたときは、これを告示するものとする。

(一般廃棄物の収集及び運搬の委託基準)

第4条 市長は、前条の一般廃棄物処理計画の範囲内において、必要と認めたときは一般廃棄物の収集及び運搬を他の者に委託することができる。

(収集又は運搬の禁止等)

第4条の2 第3条の一般廃棄物処理計画で定める所定の場所に置かれた一般廃棄物は、市長及び前条の規定により委託された者以外の者が収集し、又は運搬してはならない。ただし、市長が特に認めた場合はこの限りでない。

2 市長は、前項の規定に違反して、収集し、又は運搬した者に対し、これらの行為を行わないよう命ずることができる。

(平25条例6・追加)

(占有者の協力義務)

第5条 土地又は建物の占有者（占有者がない場合には管理者とする。以下同じ。）は、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる一般廃棄物は、法第6条の2第2項の基準に準じて自ら処分するように努めるとともに、自ら処分しない一般廃棄物については、可燃物、不燃物等に分別する等、第3条の規定により定められた一般廃棄物処理計画に従わなければならない。

2 土地又は建物の占有者は、有毒性、危険性その他収集又は処理作業に支障を及ぼすおそれのある物は混入してはならない。

(集合住宅等の一般廃棄物の処理の協議)

第6条 規則で定める集合住宅等を建設しようとする者が、当該集合住宅の敷地内に廃棄物集積場を設けようとする場合は、市長に事前の協議を行わなければならない。

(犬猫等の死体)

第6条の2 土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の犬猫等の死体を自ら処分できないときは、速やかに市長に届け出てその指示に従わなければならない。

(多量の一般廃棄物)

第7条 法第6条の2第5項の規定により、市長が指示することができる多量の一般廃棄物の範囲は次のとおりとする。なお、減量に関する計画の作成、運搬すべき場所及び方法その他必要な事項の指示に関し必要な事項については市長が別に定める。

(1) 一般廃棄物1日平均排出量 20キログラム以上

(し尿を除く) 一時的排出量 100キログラム以上

(一般廃棄物処理手数料)

第8条 一般廃棄物の収集、運搬及び処分について、別表の区分により手数料を徴収する。

(手数料の減免)

第9条 市長は、天災その他特別の事情があると認めるときは、手数料を減免することができる。

(手数料の徴収及び減免の方法)

第10条 手数料の徴収及び減免について必要な事項は、市長が別に定める。

(共同して処分できる産業廃棄物)

第11条 法第11条第2項の規定による一般廃棄物とあわせて市が尾張東部衛生組合において共同して処分することができる産業廃棄物は、市長が定めるものとする。

(適正処理困難物)

第12条 市長は、製品、容器等で、廃棄物となった場合に、市におけるその適正な処理が困難となる物(以下「適正処理困難物」という。)について、これを指定し、公表することができる。

2 市長は、前項に規定する適正処理困難物の製造、加工、販売を行う事業者に対して、その適正処理困難物を自ら回収する等の適切な措置を講ずるよう協力を求めることができる。

3 市民は、前項に規定する事業者が適正処理困難物を回収しようとするときは、これに協力しなければならない。

(一般廃棄物処理業等許可申請手数料)

第13条 次に掲げる者は、当該各号に定める手数料を、申請の際に納入しなければならない。

(1) 法第7条第1項の一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者 5,150円

(2) 法第7条第6項の一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者 5,150円

(3) 法第7条の2第1項の一般廃棄物収集運搬業の変更許可を受けようとする者 5,150円

(4) 法第7条の2第1項の一般廃棄物処分業の変更許可を受けようとする者 5,150円

(5) 浄化槽法第35条第1項の浄化槽清掃業の許可を受けようとする者 5,150円

(報告徴収及び立入検査)

第14条 市長は、法第18条及び第19条の規定により必要あると認めるときは、職員をしてその業務に関し報告の徴収及び立入検査をすることができる。

(規則への委任)

第15条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和47年4月1日から施行する。
- 2 長久手町清掃条例(昭和43年条例第15号)は廃止する。

附 則(昭和49年条例第14号)

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則(昭和49年条例第27号)

この条例は、昭和49年9月1日から施行する。

附 則(昭和50年条例第14号)

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則(昭和51年条例第5号)

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則(昭和53年条例第12号)

この条例は、昭和53年10月1日から施行する。

附 則(昭和55年条例第22号)

この条例は、昭和55年11月1日から施行する。

附 則(昭和55年条例第28号)

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則(昭和57年条例第22号)

この条例は、昭和57年8月1日から施行する。

附 則(昭和60年条例第9号)

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則(昭和60年条例第23号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し昭和60年10月1日から適用する。
- 2 この条例の施行の際現に浄化槽清掃業の許可を受けた者については、この条例の規定により浄化槽清掃業の許可を受けたものとみなす。

附 則(平成元年条例第10号)

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成元年条例第31号）

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成5年条例第8号）

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成10年条例第7号）

この条例は、平成10年7月1日から施行する。

附 則（平成12年条例第17号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年条例第41号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

付 則（平成17年条例第18号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

付 則（平成18年条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年条例第17号）

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に町長が収集した一般廃棄物に係る手数料については、なお従前の例による。

3 この条例による改正後の長久手町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の別表に規定する手数料の徴収及びこれに関し必要なその他の行為は、施行日前においても行うことができる。

附 則（平成25年条例第6号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

一般廃棄物処理手数料

種類	取扱区分	手数料	
し尿	収集運搬及び処分	定額制	人頭割 1人につき月額 250円 世帯割 1世帯につき月額 100円
		従量制	36リットルにつき 230円
一般廃棄物	収集運搬及び処分	長久手市指もえるごみ用	Lサイズ15円

(し尿を除く)		定袋 1 袋につき	S サイズ	10 円
			SS サイズ	8 円
		もえないごみ用	L サイズ	20 円
			S サイズ	15 円
		プラスチック用		15 円
長久手市指定粗大ごみ処理券 1 枚につき		800 円		
犬・猫	処分	1 匹につき	1,500 円	

#### 備考

- ・し尿の従量制における手数料を算出する基礎となる数量は、36リットル未満のとき、又その総量に36リットル未満の端数があるときは、その総量を36リットルとする。
- ・し尿の定額制における手数料は、1箇月1回を原則とし、2回以上は、従量制料金とする。

○長久手市廃棄物の処理及び清掃に関する規則

昭和48年7月21日

規則第15号

改正 昭和53年9月30日規則第14号

昭和56年4月1日規則第10号

昭和57年7月30日規則第16号

昭和61年3月19日規則第17号

平成2年1月11日規則第1号

平成5年3月29日規則第7号

平成5年5月7日規則第21号

平成5年12月7日規則第33号

平成7年6月1日規則第10号

平成10年3月30日規則第14号

平成11年3月18日規則第7号

平成12年3月29日規則第8号

平成13年10月26日規則第14号

平成18年11月27日規則第24号

平成19年4月1日規則第25号

平成23年3月31日規則第13号

平成23年12月28日規則第47号

平成24年3月23日規則第14号

注 平成24年3月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び浄化槽法（昭和58年法律第43号）並びに長久手市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年長久手町条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(一般廃棄物の処理申請等)

第2条 一般廃棄物（し尿）の処理を受けようとする者は、一般廃棄物（し尿）処理申請書（様式第1号）を、犬猫等の死体の処分を受けようとする者は、一般廃棄物（犬猫等の死体）処分依頼書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 一般廃棄物（し尿）処理申請書の届出事項を変更し、又は廃止しようとする者は、直ちに、し尿処理申込事項変更（廃止）届書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(事前協議の対象となる集合住宅等)

第2条の2 条例第6条の規則で定める集合住宅等は、共同住宅、長屋その他これらに類する建築物で、住戸の数が6以上のものとする。

(手数料等の徴収方法)

第3条 一般廃棄物処理手数料(し尿を除く。以下「手数料」という。)及び産業廃棄物処理費用(以下「費用」という。)の徴収方法は、次の各号に定めるところによる。ただし、特別の理由があるときはこの限りでない。

- (1) 一般廃棄物については、条例別表に規定する長久手市指定袋(以下「一般ごみ袋」という。)又は長久手市指定粗大ごみ処理券(以下「粗大ごみ処理券」という。)を交付の都度徴収する。
- (2) 犬猫等の死体に係る手数料については、一般廃棄物(犬猫等の死体)処分依頼書提出の都度徴収する。

2 粗大ごみ処理券は、様式第22号によるものとする。

(し尿処理手数料の徴収の区分)

第3条の2 し尿に係る手数料の徴収の区分は、次の各号に掲げる区分による。

- (1) 定額制 出生、死亡、転入、転出等のほか世帯人員の異動がなく、し尿の定期収集を行うことができる世帯及びこれに類するもの
- (2) 従量制 前号に定める以外のもの

2 前項第1号の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは、従量制とすることができる。

- (1) 便槽の構造上、消毒液、洗浄水等を使用する必要があるもの
- (2) 便槽の構造上又は管理が不十分なため、雨水、地下水等が侵入するもの
- (3) その他市長が従量制とするに相当と認めたもの

(手数料の納期)

第3条の3 定額制によるし尿処理手数料(以下「定額制し尿処理手数料」という。)は、毎年、次の6期に分けて徴収し、その納期は、次のとおりとする。ただし、市長が必要があると認めた場合は、この限りでない。

期別	対象となる月	納期
1	4月・5月	5月1日～5月31日
2	6月・7月	7月1日～7月31日
3	8月・9月	9月1日～9月30日
4	10月・11月	11月1日～11月30日
5	12月・1月	1月1日～1月31日



6	2月・3月	3月1日～3月31日
---	-------	------------

2 従量制によるし尿処理手数料については、汲取券を交付の都度徴収する。

(手数料徴収の基準日)

第3条の4 定額制し尿処理手数料を徴収する場合において、その算定の基礎となる世帯人員の認定の基準日は、次のとおりとする。

期別	基準日
1	5月1日
2	7月1日
3	9月1日
4	11月1日
5	1月1日
6	3月1日

2 前項の基準日の中途において、定期収集によるし尿処理を受けることとなった場合にあっては、前項の規定にかかわらず第2条に規定する一般廃棄物（し尿）処理申請書の提出のあった日の属する月の翌月1日を世帯人員の認定の基準日とする。

(中途における手数料の徴収)

第3条の5 前条第1項に規定する基準日の中途において、定期収集によるし尿処理を受けることとなった者については、その処理を受けた日の属する月の翌月の定額制し尿処理手数料から徴収する。

2 前条に規定する基準日の中途において、第2条に規定するし尿処理申請事項変更（廃止）届書の提出があった場合は、その提出のあった日の属する期（第3条の3に規定する期をいう。以下同じ。）の次の期に係る定額制し尿処理手数料から更正する。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

(定額し尿処理手数料の集金方法)

第3条の6 定額制し尿処理手数料は、集金の方法によって徴収することができる。

2 定額制し尿処理手数料を集金する職員は、身分証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(納入通知書の特例)

第3条の7 定額制し尿処理手数料の納入通知書は、様式第20号によるものとする。

(し尿汲取標)

第3条の8 市長は、し尿の処理を受ける者に、し尿汲取標（様式第21号）を交付するものとする。

2 前項のし尿汲取標は、汲取口付近の見やすい箇所に掲示しておかなければならない。

(手数料等の減免の理由及び申請書)

第4条 条例第9条に規定する特別の理由は次のとおりとする。

(1) 天災等の災害を受けたとき。

(2) その他市長が必要と認めたとき。

2 条例第9条の減免を受けようとする者は、廃棄物処理手数料(費用)減免申請書(様式第5号)によって、市長に申請しなければならない。ただし、広範な災害で市長が認めた場合はこの限りでない。

(産業廃棄物の処分)

第5条 条例第11条に規定する市長が定める産業廃棄物の種類及び数量は、次の各号に定めるところによる。

(1) 種類

ア 紙くず

イ 木くず

ウ 感染性産業廃棄物

(2) 1業者に対し市が共同で処分できる量は、1月3トン以下とする。ただし、市長が必要と認めたときはこの限りでない。

(3) 前号の産業廃棄物であっても市が共同して行う一般廃棄物の処分に支障を及ぼすと市長が認めるときは、その全部又は一部の処分を制限することができるものとする。

(産業廃棄物処分申請書)

第6条 前条の産業廃棄物を処分することが困難な事業は、産業廃棄物処分申請書(様式第6号)をあらかじめ市長に提出しなければならない。

(し尿汲取券等の手数料の徴収及び委託)

第7条 条例第8条に規定する一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料は、次の各号に掲げるところにより徴収する。

(1) 従量制によるし尿の収集、運搬及び処分については、し尿汲取券(様式第7号)の交付のとき。

(2) ごみの収集、運搬及び処分については、一般ごみ袋又は粗大ごみ処理券の交付のとき。

2 市長は、前項に規定するし尿汲取券、一般ごみ袋及び粗大ごみ処理券(以下「し尿汲取券等」という。)の交付について適当と認める者にその交付を委託することができる。

3 納付したし尿汲取券等の手数料は、還付しない。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(し尿汲取券等の指定取扱者)

第8条 削除

(取扱い手数料)

第9条 第7条第2項の規定によりし尿汲取券等の交付を委託した者に対し取扱い手数料を交付する。

2 前項の規定により交付する取扱い手数料は、次の各号に定める額とする。

- (1) し尿汲取券の額に100分の4を乗じて得た額
- (2) 一般ごみ袋の額に100分の16を乗じて得た額
- (3) 粗大ごみ処理券の額に100分の4を乗じて得た額

(一般廃棄物処理業等の許可申請書)

第10条 法第7条第1項の規定による一般廃棄物の収集運搬業の許可を受けようとする者は一般廃棄物収集運搬業許可申請書(様式第11号その1)、同条第6項の規定による一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者は一般廃棄物処分業許可申請書(様式第11号その2)、法第7条の2第1項による変更の許可を受けようとする者は一般廃棄物収集運搬・処分変更許可申請書(様式第11号その3)又は浄化槽法第35条第1項の規定による浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は浄化槽清掃業許可申請書(様式第12号)により、市長に申請しなければならない。

(一般廃棄物処理業等許可証等の交付)

第11条 前条の申請を許可した場合は一般廃棄物収集運搬業にあつては一般廃棄物収集運搬業許可証(様式第13号その1)、一般廃棄物処分業にあつては一般廃棄物処分業許可証(様式第13号その2)又は浄化槽清掃業にあつては、浄化槽清掃業許可証(様式第14号)を交付するものとする。

- 2 許可証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
- 3 第1項の規定により許可を受けた者(以下「許可業者」という。)が許可証を亡失し、又は損傷したときは、速やかに市長に再交付の申請をしなければならない。
- 4 第1項に規定する一般廃棄物収集運搬許可証、一般廃棄物処分許可証又は浄化槽清掃業許可証の有効期限は、2年とする。

(変更届等の届出)

第12条 許可業者は、一般廃棄物収集運搬業許可申請書、一般廃棄物処分業許可申請書、一般廃棄物収集運搬・処分変更許可申請書又は浄化槽清掃業許可申請書に記載した事項に変更が生じたときには、速やかに変更届(様式第15号)を市長に提出しなければならない。

- 2 許可業者は、その業務の全部若しくは一部を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ業務廃止(休止)届(様式第16号)を市長に届けなければならない。

(業務実績報告書の提出)

第13条 許可業者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより、その業務について市長に報告しなければならない。

- (1) 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者 四半期ごとの実績を一般廃棄物処理業務実績報告書(様式第17号)により、報告の対象となる四半期の最終月の翌月15日までに報告すること。
- (2) 浄化槽清掃業者 1月ごとの実績を浄化槽清掃業務実績報告書(様式第18号)により、報告の対象となる月の翌月15日までに報告すること。

## 第14条 削除

(許可証の返納)

第15条 許可業者は、許可証の有効期限が満了したとき、又は許可を取り消されたときは直ちに許可証を市長に返納しなければならない。

2 許可業者が業務の停止を命ぜられたとき、又は業務の全部を休止したときは、その期間中許可証を市長に返納しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

附 則 (昭和53年規則第14号)

この規則は、昭和53年10月1日から施行する。

附 則 (昭和56年規則第10号)

この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則 (昭和57年規則第16号)

1 この規則は、昭和57年8月1日から施行する。

2 この規則施行の際現に改正前の長久手町廃棄物の処理及び清掃に関する規則の規定による第5号様式、第6号様式、第7号様式、第11号様式、第12号様式、第15号様式、第16号様式、第17号様式、第18号様式及び第19号様式は、当分の間使用することができる。

附 則 (昭和61年規則第17号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和60年10月1日から適用する。

附 則 (平成2年規則第1号)

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則 (平成5年規則第7号)

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成5年規則第21号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成5年規則第33号)

この規則は、平成6年1月1日から施行する。

附 則 (平成7年規則第10号)

この規則は、平成7年6月1日から施行する。

附 則 (平成10年規則第14号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成10年7月1日から施行する。

附 則（平成11年規則第7号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年規則第8号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年規則第14号）

この規則は、平成13年12月15日から施行する。

付 則（平成18年規則第24号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年規則第25号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年規則第13号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年規則第47号）

この規則は、平成24年1月4日から施行する。

附 則（平成24年規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年規則第10号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年規則第26号）

この規則は、令和元年12月14日から施行する。

附 則（令和2年規則第30号）

この規則は、令和2年9月1日から施行する。

## 長久手市生ごみ処理機等購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 長久手市生ごみ処理機等購入費補助金（以下「補助金」という。）は、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に基づき、一般家庭から排出される生ごみの減量及び再資源化を図るため、生ごみ処理機等の購入費に対し、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、長久手市補助金等交付規則（昭和60年長久手町規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 生ごみ処理機等 生ごみ処理機、生ごみ発酵用密閉容器及び生ごみ堆肥化容器をいう。
- (2) 生ごみ処理機 生ごみを単に粉砕するだけでなく、加熱、バクテリア等による分解等の方法により、生ごみの容積を減少又は消滅させる機器であって、次に掲げる要件に該当するものをいう。
  - ア 耐久性があり、衛生的なものであること。
  - イ 水分等が地中に浸透しないものであること。
  - ウ 公益社団法人日本下水道協会の定めた「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準（案）」に従い評価機関による適合評価を受け、かつ、長久手市長が承認したものであること。
- (3) 生ごみ発酵用密閉容器 密閉式で、生ごみ発酵剤（EMぼかし菌など）を使用して生ごみの容積を減少させる機能を有する容積が10リットル以上の容器をいう。
- (4) 生ごみ堆肥化容器 生ごみの減量・減容・堆肥化を目的とする容器で、かつ、悪臭、害虫等を発生させない構造及び材質のものをいう。

(交付対象者等)

第3条 補助金の対象者は、長久手市に住所を有し、現に居住している者で、市税の滞納がなく、日本国内を所在地とする販売店から生ごみ処理機等を購入したものとする。

2 交付する補助金に係る生ごみ処理機等の数は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 生ごみ処理機は、1世帯につき1基を対象とする。ただし、買替えの場合は5年以上経過し、かつ、使用不能と認められる場合に限る。

(2) 生ごみ発酵用密閉容器は、1世帯につき5個までを対象とする。

(3) 生ごみ堆肥化容器は、1世帯につき2基までを対象とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる生ごみ処理機等の種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 生ごみ処理機 購入価格（消費税含む。）の2分の1の額（100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とし、1基につき10,000円を上限とする。

(2) 生ごみ発酵用密閉容器 購入価格（消費税含む。）の2分の1の額（100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とし、1個につき1,000円を上限とする。

(3) 生ごみ堆肥化容器 購入価格（消費税を含む。）の2分の1の額（100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とし、1基につき3,000円を上限とする。

(補助金の交付申請手続)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、長久手市生ごみ処理機等購入費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

2 交付申請に関する手続は、購入年度の3月31日までとする。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、長久手市生ごみ処理機等購入費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知する。

(補助金の請求)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者は、長久手市生ごみ処理機等購入費補助金請求書（様式第3号）により補助金の請求を行うものとする。

(交付決定の取消等)

第8条 申請者が虚偽の申請その他不正な手段により、補助金の決定又は交付を受けた場合においては、市長はその決定を取り消し、又はすでに交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。